

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 11 月 29 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

## 1 令和4年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
オンライン診療の実施状況について	1	0	1	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年11月1日に知事から通知があったもの

## 2 行政監査の結果に基づき講じた措置

知事部局

機関名	監査結果	講じた措置
医療福祉連携 推進課	<p><b>【検討事項】</b></p> <p>令和2年度補助金及び令和3年度補助金で整備された情報通信機器が有効に活用されていない状況は適切とは認められない。所管課においては、これらの活用の方策について検討されたい。</p>	<p>補助医療機関に対して今後の活用を促すため、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行うよう通知した。（令和5年4月28日付け医福第95号）</p> <p>また、オンライン診療を導入している全国の医療機関の実施事例集（令和5年6月・8月版厚生労働省作成）を添付した「オンライン診療の推進に向けた取組みについて」（令和5年9月21日付け医福第472号）を発出し、機会を捉えてオンライン診療に積極的に取り組まれるよう周知するとともに、改めて情報通信機器を用いた診療に係る届出を行うよう促した。</p> <p>情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行う医療機関は徐々に増加しており、今後も、国通知や各地域での活用状況など随時情報提供を行い、引き続き活用を促していく。</p>